(3)　第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者が当該ロ柱書に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による証明書
(4)　組織図（全社的なものを含み、かつ、(3)の常勤役員等を直接に補佐する当該ロ柱書に規定する経験を有する者の位置付けを明確にすること。）
ハ　第七条第一号ハに掲げる基準　当該ハの規定により同号イ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定された者であることを証する証明書
二　別記様式第七号の三による第七条第二号イからハまでに規定する届書の内容を記載した書面及び当該届書を提出したことを証する書面
２・３　（略）
（法第六条第一項第六号の書類）
第四条　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～十五　（略）
（削る）
十六　別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面
２～４　（略）
（提出すべき書類の部数）
第六条　法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。
一　国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通
二　都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数
（法第七条第一号の基準）
第七条　法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　次のいずれかに該当するものであること。
イ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
(1)　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
(2)　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
(3)　建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者
ロ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。
(1)　建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
(2)　五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者
ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。
二　法第七条第一号ロの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書
２・３　（略）
（法第六条第一項第六号の書類）
第四条　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～十五　（略）
十六　別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面
十七　別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面
２～４　（略）
第六条　削除
（提出すべき書類の部数）
第七条　法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。
一　国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通
二　都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数